

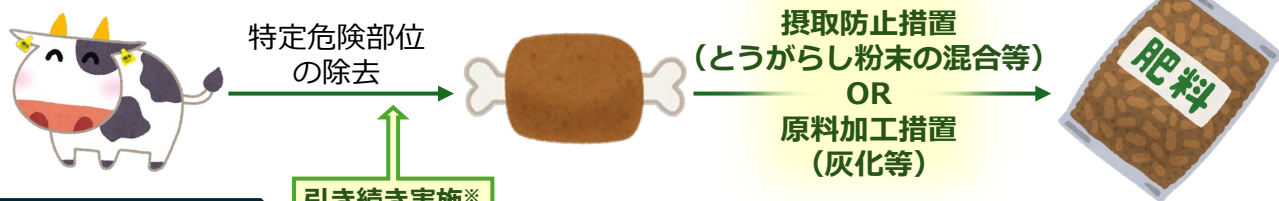
牛、めん羊及び山羊由来の原料を使用した**肥料**の

BSEに係る規制を見直しました（令和7年9月）

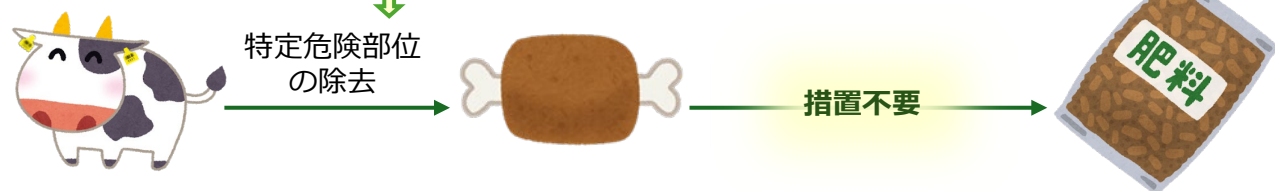
牛、めん羊及び山羊（以下、牛等という。）の肉や骨などを含む肥料は、**BSEの発生を予防**するため、摂取防止材等の混合またはBSEの発生予防に効果がある原料加工等の**管理措置を義務付けてきました**。

今般、このような肥料が、牛用飼料等へ流用・誤用される可能性が極めて低いという状況等を踏まえ、**これらの管理措置を原則不要**としました。

これまで



規制見直し後



※ 特定危険部位は引き続き除去されるため、今後も肥料として利用されません。

畜産関係の皆様へのお願い

牛等由来たん白質を使用した肥料を牛等が誤って摂食しないよう、引き続き、**家畜等の口に入らないところで保管・使用してください**。また、**牧草地等に施用しないでください**。

牧草地等に肥料を施用する際は以下をご確認ください

牛等由来たん白質を使用した肥料には、必ず、その包装等に**右図のような注意事項の表示がされています**。牧草地等に肥料を施用する際は、このような表示がないか、よくご確認ください。

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等と与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

注意：飼料安全法で、牛等に肉骨粉などの牛等由来たん白質（乳を除く）を与えることはできません。

肥料規制の見直しに係る
お問合せ先

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課
03-3502-5968（直通）